

京都府障害者基本計画の改定及び第4期京都府障害福祉計画の策定について

1 京都府障害者基本計画の改定

○ 計画の性格

障害者基本法に基づく法定計画（障害者施策全般に係る総合計画）

○ 趣 旨

現行の京都府障害者基本計画の期間満了に伴う改定。国の基本計画や現在実施中の実態調査（集計中）の結果を踏まえつつ、府としての計画を策定（中間案の概要は「別添1」のとおり）

2 第4期京都府障害福祉計画の策定

○ 計画の性格

障害者総合支援法に基づく法定計画（障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画）

○ 趣 旨

現行の京都府障害福祉計画の期間満了に伴う改定。国の基本指針や各市町村が策定する障害福祉計画を踏まえつつ、府としての計画を策定（中間案の概要は「別添2」のとおり）

3 今後のスケジュール

平成26年11月	京都府障害者施策推進協議会での議論
平成26年12月	府議会（委員会）へ中間案報告
平成26年12月～平成27年1月	パブリックコメント実施
平成27年2月	京都府障害者施策推進協議会での議論
平成27年3月	府議会（委員会）へ最終案報告

（参考：障害者手帳取得者数の推移）

	平成18年 (自立支援法)	平成23年	平成24年	平成25年	⑱→㉔増率
身体障害	132,666	144,453	145,127	145,562	9.7%増
知的障害	17,909	21,435	22,284	23,310	30.2%増
精神障害	12,063	16,177	17,458	18,445	52.9%増
合 計	162,638	182,065	184,869	187,317	15.2%増

（注）京都市含む。各年度末時点の数字。

「新京都府障害者基本計画」中間案の概要

1 基本理念

全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（障害者基本法第1条）

2 各分野共通の横断的視点

(1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者施策の策定に当たっては、障害者及びその家族等の意見を聴き尊重するとともに、その実施に当たり、障害者本人が自らの考えで意思決定を行うことができるよう支援する。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害者の自己選択・自己決定が尊重され、ライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう、福祉、保健・医療、教育、雇用等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。

(3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定、実施する。

(4) アクセシビリティの向上

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している様々な事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁（バリア）の除去を進め、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、施設・設備、サービス、情報、制度などの利用のしやすさの向上を図る。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市町村等との適切な連携及び役割分担の下で、障害者施策を策定、実施する。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策等、関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図る。

3 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

4 分野別の施策体系

【施策分野（案）】

① 共生社会の実現に向けた理解と交流の促進

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」等に基づき、障害及び求められる配慮等に関する理解の促進や、障害のある人とない人の相互理解を深めるための広報・啓発活動を実施するとともに、相互の交流を促進

- ・障害者の社会参加と府民の理解を促進する広報・啓発
- ・障害者虐待の防止に向けた取組の推進
- ・学校間交流、地域の人々との交流など、障害のある人とない人との交流及び共同学習の推進 等

② 教育の推進

障害のある児童生徒が、住み慣れた地域の中で必要な支援のもと、年齢や能力、障害の特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築

- ・障害の重度・重複化、多様化に対応した特別支援教育等の充実
- ・児童生徒の相互理解を深める多様な体験活動の充実
- ・発達障害の早期発見・早期療育など、発達障害児（者）及びその保護者に対する支援体制の充実 等

③ 生活の支援

障害者の自立と社会参加を促進するため、ライフステージに沿った様々な生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備を進めるとともに、障害者の自己選択や自己決定が尊重される利用者本位の支援を促進

- ・施設整備への財政的支援など、在宅サービス・施設サービスの計画的整備
- ・京都府聴覚障害者情報提供施設の整備、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣など、コミュニケーション確保に関する支援の充実
- ・相談支援従事者、ヘルパー等障害者の地域生活を支える人材の育成・確保 等

④ 保健・医療の充実

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けられるよう、支援体制の充実を図るとともに、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備を推進

- ・北部障害者歯科診療所の整備、リハビリテーション人材の養成・確保など、地域における障害児・者医療やリハビリテーション提供体制の充実
- ・病院輪番体制等による24時間の精神科救急体制の確保
- ・重症心身障害児・者の医療費の軽減を図るための医療給付事業助成 等

⑤ 生活環境の整備

障害者の自立と社会参加を促進し、誰もが暮らしやすい生活環境の整備を進めるため、

障害者のための住宅の確保、施設・公共交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、障害者等にやさしいまちづくりを推進

- ・府営住宅の優先入居、バリアフリー仕様化の推進
- ・おもいやり駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の推進
- ・京都府福祉のまちづくり条例等に基づくバリアフリー施設の整備促進
- ・府民だよりのバリアフリー化、ホームページのアクセシビリティ化 等

⑥ 雇用・就労の促進

働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労ができるよう支援するとともに、福祉的就労の工賃の水準が向上するような支援等を通じて、福祉的就労の底上げを促進

- ・京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」を中心とした障害者の就労支援
- ・企業の障害者雇用を支援する「京都府障害者雇用企業サポートセンター」の設置
- ・法定雇用率未達成企業への指導強化、障害者雇用の理解促進に向けたセミナーの開催
- ・「ほっとはあと製品」応援事業等による福祉的就労の支援 等

⑦ スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興

障害者一人ひとりの個性と能力を活かし、障害者が生きがいをもって人生を送れるよう、スポーツ・芸術活動をはじめとする社会活動を推進

- ・スポーツ・レクリエーションの場を提供する障害者スポーツのつどい等の開催
- ・きょうと障害者文化芸術推進機構の創設、障害者の芸術活動を周知するアールブリュッ都ギャラリーの設置など、障害者の文化芸術活動に対する支援の充実
- ・全国障害者スポーツ大会への選手派遣、全国車いす駅伝競走大会の開催 等

⑧ 暮らしの安心・安全

障害者が地域社会において、安全に、安心して暮らすことができるよう、防犯対策の推進、消費者被害の未然防止と救済等を図る。

- ・福祉避難所の設置、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成推進など、災害時における支援体制の整備
- ・ファックス、メールによる緊急通報の利用促進
- ・不利益な契約等から障害者等を守る成年後見制度の利用促進 等

5 成果目標

基本計画の効果的かつ円滑な達成のため、計画期間に達成すべき目標として数値化が可能な施策について、成果目標を設定

【成果目標の例】

施策項目	現状（平成25年度）	目 標
グループホームの整備	1, 330人分	平成29年度 1, 643人分
福祉施設から一般就労への移行	181人	平成30年度 350人
おもいやり駐車場協力施設	1, 005施設	平成30年度 1, 500施設

「第4期京都府障害福祉計画」中間案の概要

1 基本理念

全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（新京都府障害者計画と同様）

2 計画策定の基本的な考え方

国の基本指針や現在実施中の実態調査（集計中）の結果を踏まえつつ、各市町村がそれぞれの地域ニーズ等を踏まえて策定する市町村障害福祉計画に定めるサービス見込量及び成果目標を基に、府としての計画を策定

3 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間

4 圏域ごとのサービス見込量と計画的な基盤整備

各市町村において、利用実績や利用者の希望等を考慮して、サービス種別ごとに供給必要量を定め、その積み上げを圏域及び府全域の見込量とし、計画的な基盤整備を進める。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	市町村名
丹後	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市
南丹	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都・乙訓	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
山城北	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

(計画中で必要供給量を定める障害福祉サービスの種別)

- ア) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護など）
- イ) 日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援（A型・B型）、短期入所など）
- ウ) 居住系サービス（グループホーム、施設入所支援）
- エ) 相談支援

4 サービス見込量

〈障害者等を対象としたサービス〉

サービスの種類	現状 (平成25年度)	サービス見込量			②5→②9 増加量
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
訪問系サービスの計	6,040 人分	6,716 人分	7,139 人分	7,588 人分	1,548 人分
生活介護	5,832 人分	6,183 人分	6,384 人分	6,588 人分	756 人分
自立訓練(機能訓練)	85 人分	101 人分	101 人分	102 人分	17 人分
自立訓練(生活訓練)	459 人分	469 人分	478 人分	488 人分	29 人分
就労移行支援	447 人分	520 人分	557 人分	597 人分	150 人分
就労継続支援(A型)	581 人分	737 人分	819 人分	901 人分	320 人分
就労継続支援(B型)	4,399 人分	4,768 人分	4,996 人分	5,236 人分	837 人分
日中活動の場の提供計	11,803 人分	12,778 人分	13,335 人分	13,912 人分	2,109 人分
療養介護	424 人分	424 人分	428 人分	433 人分	9 人分
短期入所	1,286 人分	1,497 人分	1,621 人分	1,747 人分	461 人分
共同生活援助	1,249 人分	1,408 人分	1,540 人分	1,643 人分	394 人分
施設入所支援	2,391 人分	2,356 人分	2,338 人分	2,313 人分	-78 人分

〈障害児を対象としたサービス〉

サービスの種類	現状 (平成25年度)	サービス見込量			②5→②9 増加量
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
児童発達支援	2,378 人分	2,597 人分	2,744 人分	2,897 人分	555 人分
医療型児童発達支援		30 人分	33 人分	36 人分	
放課後等デイサービス	1,629 人分	2,074 人分	2,436 人分	2,801 人分	1,172 人分
保育所等訪問支援	—	76 人分	93 人分	109 人分	—
障害児入所支援	102 人分	102 人分	102 人分	102 人分	—

〈相談支援〉

サービスの種類	現状 (平成25年度)	サービス見込量			②5→②9 増加量
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
計画相談支援	836 人分	3,977 人分	4,989 人分	5,622 人分	4,786 人分
障害児相談支援	—	1,140 人分	1,361 人分	1,591 人分	—
地域移行支援	25 人分	32 人分	39 人分	44 人分	19 人分
地域定着支援	14 人分	28 人分	34 人分	36 人分	22 人分

5 平成29年度の成果目標の設定

サービス等の提供体制の確保に係る目標として、国の指針に則して成果目標を設定

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点における福祉施設入所者のうち、平成29年度末までに、200人以上の方がグループホーム等で生活することを目指す。

(参考) 平成25年度末の福祉施設入所者数：2,391人

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院への入院者について、以下のとおり地域生活へ移行することを目指す。

ア) 平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率：66.4%以上

イ) 平成29年度における入院後1年時点の退院率：92.7%以上

(参考) 平成25年6月の1ヶ月間の入院患者数：572人

ウ) 平成26年6月時点における長期在院者のうち、平成29年度末までにグループホーム等で生活する方の人数：650人以上

(参考) 平成24年6月の長期（1年以上）在院者数：3,584人

③ 福祉施設から一般就労への移行

平成29年度における福祉施設から一般就労への移行者数について、平成25年度の移行実績を大幅に上回る300人以上を目指す。

(参考) 平成25年度の移行実績：181人

(参考資料)

第3期京都府障害福祉計画の実績について

1 障害福祉サービスの提供

施策項目	計画策定時 (平成23年度)	平成25年度 (実施状況)	平成26年度 の見込量
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護等)	4,454人分	6,040人分(93.8%)	6,442人分
生活介護	5,133人分	5,832人分(99%)	5,890人分
自立訓練(機能訓練)	84人分	85人分(74.6%)	114人分
自立訓練(生活訓練)	234人分	459人分(100.4%)	457人分
就労移行支援	345人分	447人分(88.7%)	504人分
就労継続支援(A型)	385人分	581人分(80.1%)	725人分
就労継続支援(B型)	3,216人分	4,399人分(104.2%)	4,223人分
療養介護	43人分	424人分(277.1%)	153人分
短期入所	1,063人分	1,286人分(109.4%)	1,176人分
グループホーム・ケアホーム	1,031人分	1,249人分(89%)	1,404人分
施設入所支援	2,204人分	2,391人分(101.8%)	2,349人分
相談支援 (計画相談支援、地域支援)	217人分	875人分(9.7%)	8,988人分

2 数値目標の達成状況

施策項目	計画策定時 (平成23年度)	平成25年度 (達成状況)	平成26年度末 の目標
福祉施設から地域生活への移行 (平成18年度～(累計))	217人	274人(68.5%)	400人以上
福祉施設から一般就労への移行	118人	181人(120.7%)	150人以上
入院中の精神障害者の地域生活への移行 (1年未満入院者平均退院率)	(平成21年度) 68.9%	77.4%(107.5%)	72%以上
〃 (5年以上かつ65歳以上の退院者数)	(平成22年度) 231人	255人(110.4%)	231人以上